

平成25年度相模原市一般会計補正予算(第5号)

平成25年度相模原市の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額248,254,000千円に歳入歳出それぞれ4,793,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ253,047,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費補正)

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為補正)

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債補正)

第5条 地方債の補正は、「第5表地方債補正」による。

平成26年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金		千円 44,473,939	千円 879,199	千円 45,353,138
	10 国庫補助金	10,182,331	879,199	11,061,530
80 繰越金		2,554,996	100,101	2,655,097
	5 繰越金	2,554,996	100,101	2,655,097
90 市債		22,916,500	3,813,700	26,730,200
	5 市債	22,916,500	3,813,700	26,730,200
歳入合計		248,254,000	4,793,000	253,047,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		千円 24,524,003	千円 74,707	千円 24,598,710
	5 総務管理費	14,325,206	74,707	14,399,913
15 民生費		103,255,377	20,000	103,255,377
	5 社会福祉費	42,717,212	20,000	42,737,212
40 土木費		29,616,539	1,148,709	30,765,248
	5 道路橋りょう費	9,484,470	588,410	10,072,880
	15 都市計画費	16,870,335	306,000	17,176,335
	20 公園費	2,010,064	199,711	2,209,775
	25 住宅費	797,396	54,588	851,984
45 消防費		7,695,681	176,309	7,871,990
	5 消防費	7,695,681	176,309	7,871,990
50 教育費		18,472,085	3,373,275	21,845,360
	10 小学校費	4,962,251	2,802,369	7,764,620
	15 中学校費	2,165,956	559,900	2,725,856
	20 社会教育費	3,218,177	11,006	3,229,183
歳 出 合 計		248,254,000	4,793,000	253,047,000

第2表 継続費補正

変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
40 土木費	15 都市計画費	津久井広域道路 インターチェンジ 接続事業	千円		千円	千円		千円
			3,888,000	22	656,500	3,888,338	22	656,500
				23	1,079,400		23	1,079,400
				24	647,458		24	647,458
				25	659,400		25	939,400
26	845,242	26		565,580				

第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
10 総務費	5 総務管理費	防災資機材等整備費（防災・減災プログラム）	千円 7,543
		非常用発電設備整備事業（防災・減災プログラム）	67,164
15 民生費	5 社会福祉費	障害児者自立支援給付	20,000
40 土木費	5 道路橋りょう費	道路維持管理経費 （道路維持管理計画策定事業）	101,610
		道路改良事業（県道46号相模原茅ヶ崎電線 共同溝整備工事）	46,800
	15 都市計画費	都市計画道路等整備事業（国道129号塩田 原交差点立体横断施設整備事業）	26,000
	20 公園費	相模原麻溝公園整備事業	199,711
	25 住宅費	市営住宅ストック総合改善事業	54,588
45 消防費	5 消防費	消防団無線デジタル化整備事業（防災・減災 プログラム）	128,679
		消防団詰所・車庫整備費	40,501
		消防団詰所・車庫用地購入事業	7,129
50 教育費	10 小学校費	学校給食施設・設備整備事業	16,447
		防災対策事業 （小学校屋内運動場改修事業(防災・減災プ ログラム)ほか2)	966,396
		小学校校舎改造事業（向陽小学校ほか2）	1,228,091
		小学校校舎等整備事業 （給食室整備事業ほか1）	591,435
	15 中学校費	防災対策事業 （中学校屋内運動場改修事業(防災・減災プ ログラム)ほか2)	457,000
		中学校校舎等整備事業 （トイレ整備事業）	102,900
	20 社会教育費	施設維持補修費 （公民館分）	11,006

第4表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
道 路 維 持 補 修 費 (市道原宿南65号維持補修工事)	平成25年度	0
	平成26年度	6,800
道 路 改 良 事 業 (県道65号(厚木愛川津久井) 道路改良工事(西中野))	平成25年度	0
	平成26年度	20,000

第5表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
(土木債)			
道路整備費	1,452,800	480,200	1,933,000
公園整備費	527,100	124,700	651,800
街路整備費	1,744,900	194,900	1,939,800
住宅建設費	9,700	27,200	36,900
(消防債)			
消防施設整備費	492,000	173,500	665,500
(教育債)			
小学校整備費	19,800	2,388,800	2,408,600
中学校整備費	5,300	424,400	429,700
計	22,916,500	3,813,700	26,730,200

平成25年度相模原市下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成25年度相模原市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成25年度相模原市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(項 目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
2 主要な建設改良事業			
(1) 公共下水道整備事業(管渠)	3,521,203千円	589,300千円	4,110,503千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 公共下水道資本的収入	6,491,191千円	589,300千円	7,080,491千円
第1項 公共下水道企業債	3,110,860千円	364,400千円	3,475,260千円
第6項 公共下水道国庫補助金	499,488千円	224,900千円	724,388千円

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 公共下水道資本的支出	10,592,367千円	589,300千円	11,181,667千円
第1項 公共下水道建設改良費	3,725,022千円	589,300千円	4,314,322千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
公共下水道建設費充当	2,636,760千円	364,400千円	3,001,160千円

平成26年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

平成 25 年度相模原市一般会計補正予算(第 6 号)

平成 25 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 253,047,000 千円に歳入歳出それぞれ 1,133,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 254,180,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(継続費補正)

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表継続費補正」による。

(繰越明許費補正)

第 3 条 繰越明許費の補正は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為補正)

第 4 条 債務負担行為の補正は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

(地方債補正)

第 5 条 地方債の補正は、「第 5 表地方債補正」による。

平成 26 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
34 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		千円 1,219,000	千円 △18,307	千円 1,200,693
	5 国有提供施設所在市 町村助成交付金	1,219,000	△18,307	1,200,693
50 使用料及び手数料		4,556,270	△9,028	4,547,242
	5 使用料	3,051,454	17,740	3,069,194
	10 手数料	1,504,816	△26,768	1,478,048
55 国庫支出金		45,353,138	342,444	45,695,582
	5 国庫負担金	34,111,926	△33,571	34,078,355
	10 国庫補助金	11,061,530	376,899	11,438,429
	15 国庫委託金	179,682	△884	178,798
60 県支出金		10,767,369	190,305	10,957,674
	10 県補助金	3,098,785	200,005	3,298,790
	15 県委託金	1,359,265	△9,700	1,349,565
65 財産収入		125,250	△2,300	122,950
	5 財産運用収入	102,551	4,000	106,551
	10 財産売払収入	22,699	△6,300	16,399
70 寄附金		715,200	150	715,350
	5 寄附金	715,200	150	715,350
75 繰入金		10,790,541	△1,031,400	9,759,141
	10 基金繰入金	10,747,836	△1,031,400	9,716,436
80 繰越金		2,655,097	8,966	2,664,063
	5 繰越金	2,655,097	8,966	2,664,063
85 諸収入		17,316,535	447,270	17,763,805
	25 雑入	2,315,973	447,270	2,763,243
90 市債		26,730,200	1,204,900	27,935,100
	5 市債	26,730,200	1,204,900	27,935,100
歳入	合計	253,047,000	1,133,000	254,180,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費		千円 1,058,464	千円 △16,346	千円 1,042,118
	5 議会費	1,058,464	△16,346	1,042,118
10 総務費		24,598,710	1,068,039	25,666,749
	5 総務管理費	14,399,913	705,550	15,105,463
	10 徴税費	2,142,575	△22,170	2,120,405
	13 市民生活費	7,329,463	398,559	7,728,022
	20 統計調査費	113,382	△9,700	103,682
	25 人事委員会費	120,000	△2,200	117,800
	30 監査費	176,940	△2,000	174,940
15 民生費		103,255,377	△512,221	102,743,156
	5 社会福祉費	42,737,212	△337,442	42,399,770
	10 児童福祉費	37,212,876	△174,779	37,038,097
	15 生活保護費	23,305,289	0	23,305,289
20 衛生費		22,044,583	△156,522	21,888,061
	5 保健衛生費	10,724,278	△52,084	10,672,194
	10 清掃費	10,621,923	△78,392	10,543,531
	15 環境保全費	698,382	△26,046	672,336
25 労働費		1,051,530	△4,000	1,047,530
	5 労働諸費	1,051,530	△4,000	1,047,530
30 農林水産業費		904,989	△39,711	865,278
	5 農業費	780,507	△39,711	740,796
35 商工費		15,330,322	354,000	15,684,322
	5 商工費	15,330,322	354,000	15,684,322
40 土木費		30,765,248	939,995	31,705,243
	5 道路橋りょう費	10,072,880	21,747	10,094,627
	10 河川費	454,274	△80,000	374,274
	15 都市計画費	17,176,335	240,253	17,416,588
	20 公園費	2,209,775	757,995	2,967,770
45 消防費		7,871,990	△151,176	7,720,814
	5 消防費	7,871,990	△151,176	7,720,814

款	項	補正前の額	補正額	計
50 教育費		21,845,360	△349,058	21,496,302
	5 教育総務費	5,041,992	△140,754	4,901,238
	10 小学校費	7,764,620	△98,106	7,666,514
	15 中学校費	2,725,856	△72,198	2,653,658
	18 幼稚園費	1,509,005	△10,000	1,499,005
	20 社会教育費	3,229,183	△21,000	3,208,183
	25 市民体育費	1,574,704	△7,000	1,567,704
歳出	合計	253,047,000	1,133,000	254,180,000

第2表 継続費補正

変更

款	項	事業名	補正前			補正後			
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
10 総務費	5 総務管理費	市民修会館業 改修事業	千円		千円	千円		千円	
			1,159,027	25	675,526	1,092,177	25	675,526	
				26	483,501		26	416,651	
40 土木費	5 道路橋りょう費	橋本駅南口駅前広場 改良事業		24	83,700	108,871	24	83,700	
			91,000	25	7,300		25	7,300	
				26	-		26	17,871	
	15 都市計画費	相模川ふれあい科学館 整備事業	1,234,000	24	80,100	1,225,275	24	80,100	
				25	1,153,900		25	1,145,175	
		相原宮下線 道路改良事業	2,165,153	25	282,153	2,165,153	25	282,153	
				26	1,394,000		26	1,558,360	
				27	489,000		27	324,640	
	20 公園費	相模原麻溝公園 整備事業	707,000	24	121,900	687,100	24	121,900	
				25	585,100		25	565,200	
	50 教育費	5 教育総務費	(仮称)上溝学校給食 センター整備事業	1,383,000	24	554,790	1,302,061	24	554,790
					25	828,210		25	747,271

第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
			千円
10 総務費	5 総務管理費	地域防災計画改定事業	16,539
15 民生費	5 社会福祉費	障害福祉施設等施設整備事業	175,800
	10 児童福祉費	保育所助成費(施設整備費補助金)	226,719
35 商工費	5 商工費	災害時生活必需物資供給対策事業(防災・減災プログラム)	8,000
40 土木費	5 道路橋りょう費	道路舗装整備事業(市道二本松10号舗装新設工事ほか1)	39,126
		道路改良事業(県道508号昭和橋耐震補強事業負担金ほか1)	53,699
		橋りょう長寿命化事業(防災・減災プログラム)	66,746
	10 河川費	普通河川小松川改修事業	13,000
	15 都市計画費	駅舎自由通路等維持管理費	180,042
		当麻宿地区土地区画整理事業	113,920
都市計画道路等整備事業(津久井広域道路改良工事ほか5)		813,422	
55 災害復旧費	2 災害復旧費	公共土木施設災害復旧費(一級河川道保川)	6,437

第4表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
相模原麻溝公園第2競技場 指 定 管 理 経 費	平成25年度から 平成28年度まで	千円 36,447

変 更

事 項	期 間	限 度 額		
		補 正 前	補 正	補 正 後
		千円	千円	千円
市民・大学交流センター 指 定 管 理 経 費	平成24年度から 平成27年度まで	117,786	2,196	119,982
南障害者地域活動支援センター 指 定 管 理 経 費	平成24年度から 平成29年度まで	127,500	2,916	130,416
東林ふれあいセンター 指 定 管 理 経 費	平成23年度から 平成28年度まで	172,360	2,955	175,315
老人福祉センター溪松園、 老人福祉センター若竹園 指 定 管 理 経 費	平成23年度から 平成28年度まで	497,000	8,520	505,520
ペットボトル等分別回収事業	平成24年度から 平成33年度まで	2,630,000	39,053	2,669,053
環境情報センター 指 定 管 理 経 費	平成23年度から 平成28年度まで	123,850	2,124	125,974
相模原市民たてしな 自然の村指定管理経費	平成23年度から 平成28年度まで	191,823	3,274	195,097
相模湖ふれあいパーク 指 定 管 理 経 費	平成23年度から 平成28年度まで	18,755	324	19,079
相模原麻溝公園競技場、 相模原麻溝公園スポーツ広場 指 定 管 理 経 費	平成23年度から 平成28年度まで	534,122	8,985	543,107
津久井又野公園、 相模湖林間公園、 小倉テニスコート、 小倉プール、 小倉グラウンド、 ふじのマレットゴルフ場 指 定 管 理 経 費	平成23年度から 平成28年度まで	792,185	7,326	799,511

第5表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
(総務債) 防災対策整備費	59,500	△ 3,200	56,300
(民生債) 老人福祉施設整備費 保育所整備費	1,326,900 0	△ 102,600 44,800	1,224,300 44,800
(土木債) 道路整備費 河川整備費 公園整備費 街路整備費 都市交通対策事業費 土地区画整理費	1,933,000 42,400 651,800 1,939,800 197,800 448,300	△ 166,800 △ 35,200 △ 212,900 △ 85,500 121,900 18,100	1,766,200 7,200 438,900 1,854,300 319,700 466,400
(消防債) 消防施設整備費	665,500	4,900	670,400
(教育債) 教育施設整備費 小学校整備費 中学校整備費	757,500 2,408,600 429,700	△ 76,900 △ 1,400 △ 300	680,600 2,407,200 429,400
(臨時財政対策債) 臨時財政対策	13,000,000	1,700,000	14,700,000
計	26,730,200	1,204,900	27,935,100

平成25年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成25年度相模原市国民健康保険事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額82,176,000千円に歳入歳出それぞれ620,000千円を追加し、事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,796,000千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 繰越金		千円 104,000	千円 620,000	千円 724,000
	5 繰越金	104,000	620,000	724,000
歳入	合計	82,176,000	620,000	82,796,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
40 諸支出金		千円 420,000	千円 620,000	千円 1,040,000
	5 償還金及び還付加算金	420,000	620,000	1,040,000
歳 出	合 計	82,176,000	620,000	82,796,000

平成25年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成25年度相模原市介護保険事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額37,457,000千円から歳入歳出それぞれ72,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,385,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 6,637,919	千円 △85	千円 6,637,834
	10 国庫補助金	366,459	△85	366,374
40 繰入金		5,927,734	△71,915	5,855,819
	5 一般会計繰入金	5,697,000	△71,915	5,625,085
歳入合計		37,457,000	△72,000	37,385,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		千円 944,418	千円 △72,000	千円 872,418
	5 総務管理費	299,776	△22,500	277,276
	10 徴収費	42,134	△5,349	36,785
	15 介護認定審査会費	602,508	△44,151	558,357
10 保険給付費		35,238,673	0	35,238,673
	5 介護サービス等諸費	34,499,173	0	34,499,173
	10 高額介護サービス等 費	739,500	0	739,500
歳 出 合 計		37,457,000	△72,000	37,385,000

平成25年度相模原市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成25年度相模原市簡易水道事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成26年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 簡易水道事業費	5 簡易水道事業費	藤野簡易水道整備費 (牧野中央簡易水道伏馬田配水池改修工事)	千円 28,000

平成25年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

平成25年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成26年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
10 公共用地先行 取得事業費	5 公共用地先行 取得事業費	道路用地取得事業費 (都市計画道路相原宮下線(第2工区)ほか1)	千円 255,372

平成 25 年度相模原市財産区特別会計補正予算(第 1 号)

平成 25 年度相模原市財産区特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 202,300 千円に歳入歳出それぞれ 100 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 202,400 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 財産収入		千円 196,967	千円 100	千円 197,067
	5 財産運用収入	196,967	100	197,067
歳 入	合 計	202,300	100	202,400

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		千円 158,058	千円 100	千円 158,158
	5 総務管理費	158,058	100	158,158
歳 出	合 計	202,300	100	202,400

平成25年度相模原市下水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 平成25年度相模原市下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成25年度相模原市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(項 目)	(補正前予定量)	(補正予定量)	(計)
2 主要な建設改良事業			
(1) 公共下水道整備事業(管渠)	4,110,503千円	△9,000千円	4,101,503千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 公共下水道事業費用	15,513,531千円	△79,518千円	15,434,013千円
第1項 公共下水道営業費用	12,657,229千円	△79,518千円	12,577,711千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,094,019千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額110,070千円、引継金474,970千円及び当年度分損益勘定留保資金3,508,979千円で補てんするものとする。)に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 公共下水道資本的支出	11,181,667千円	△9,000千円	11,172,667千円
第1項 公共下水道建設改良費	4,314,322千円	△9,000千円	4,305,322千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

	(補正前予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	809,756千円	△98,000千円	711,756千円

平成26年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市市税条例の一部を改正する条例について
相模原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市市税条例の一部を改正する条例
相模原市市税条例(平成 16 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。
附則第 4 条の 2 の見出しを「(固定資産税の課税標準の特例)」に改め、同条中
「市町村の」を削り、同条に次の 1 項を加える。
2 法附則第 15 条第 9 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 改正後の附則第 4 条の 2 第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に取得された地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 15 条第 9 項に規定する施設に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

提案の理由

特定都市河川浸水被害対策法(平成 15 年法律第 77 号)の規定により二級河川境川の流域が特定都市河川流域に指定されることに伴い、特定都市河川流域内において雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために設置された雨水貯留浸透施設のうち事業の用に供するものに対して課する固定資産税の課税標準の特例に係る割合を定める規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 39 号関係資料

相模原市市税条例の改正の概要

1 改正の内容

特定都市河川流域内において雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために設置された雨水貯留浸透施設のうち事業の用に供するものに対して課する固定資産税の課税標準の特例に係る割合を定める規定の追加(附則第 4 条の 2 関係)

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定により、特定都市河川浸水被害対策法(平成 15 年法律第 77 号)に規定する特定都市河川流域内において雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために設置された雨水貯留浸透施設のうち事業の用に供するものであって、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税(償却資産)の課税標準が、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に 3 分の 2 を参酌して 2 分の 1 以上 6 分の 5 以下の範囲内において条例で定める割合を乗じて得た額とされていることから、当該割合を 3 分の 2 とする規定を追加するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 26 年 6 月 1 日

(2) 経過措置

1 の規定は、この条例の施行の日以後に取得された雨水貯留浸透施設に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用することとするもの

雨水浸透阻害行為 宅地、道路その他雨水が浸透しにくい土地への形質の変更、舗装その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為をいう。

雨水貯留浸透施設 浸透ます等の雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするものをいう。

相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例について
相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例
相模原市立ふれあい広場条例(昭和 63 年相模原市条例第 4 号)の一部を次のよう
に改正する。

別表に次のように加える。

相模原市立鶴野森ふれあい広場	相模原市南区鶴野森 3 丁目 1 9 7 番 1
相模原市立谷口ふれあい広場	相模原市南区上鶴間本町 4 丁目 2 1 9 1 番

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

相模原市立鶴野森ふれあい広場及び相模原市立谷口ふれあい広場の設置をいた
したく提案するものである。

案内図



相模原市立鵜野森ふれあい広場の概要

位 置	相模原市南区鵜野森3丁目197番1
面 積	1,998 m ²
設 備	防球ネット、水道、園内灯等

案内図



相模原市立谷口ふれあい広場の概要

位 置	相模原市南区上鶴間本町4丁目2191番
面 積	1,999m ²
設 備	防球ネット、水道、園内灯等

相模原市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する
条例について

相模原市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 2 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する
条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法(平成 1 5 年法律第 7 7 号。以下「法」という。)第 1 7 条第 3 項及び第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、特定都市河川流域内における雨水貯留浸透施設(以下「施設」という。)及び保全調整池の標識の設置の基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

(施設の標識の設置の基準)

第 3 条 施設の標識には、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 施設の容量(容量のない施設にあつては、規模)及び構造の概要
- (4) 施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長の許可を要する旨
- (5) 施設の管理者及びその連絡先
- (6) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置の基準)

第4条 保全調整池の標識には、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 保全調整池の名称及び指定番号
- (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
- (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長に届け出なければならない旨
- (4) 保全調整池の管理者及びその連絡先
- (5) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

提案の理由

特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)の規定により二級河川境川の流域が特定都市河川流域に指定されることに伴い、雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準について所要の定めをいたしたく提案するものである。